36　事業計画等	□(3)　主たる出資者及びその議決権の数 □(4)　役員に関する事項 □(5)　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 □(6)　試験の方法及び具体的計画 □(7)　放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 □(8)　将来の事業予定 □(9)　事業収支見積り □(10)　免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績

」

「35」を「37」に改め、同表の２の次に次の１表を加える。

３　３枚目

短辺

38　無線局の区別		※　整理番号	
39　通信事項コード		40　通信の相手方	
41　受信のみを目的とする無線設備の設置場所又は移動範囲			

長辺　（日本工業規格Ａ列４番）

別表第一号第５の注１の表を次のように改める。

区　別	記載する欄	備　考
１　免許の申請の場合	１　２　４　５　６　７　８ 11　13　14　15　16　17　18 19　20　21　22　23　24　25 26　27　28　29　30　31　32 33　34　35　36　37 38（注１）　39（注１） 40（注１）　41（注１）	（注１）　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。
２　変更の申請又は届出の場合	１　２　３（注１）　５　６ ９（注１）　10（注１）　15 18（注２）　19（注２） 36（注３）　38（注４） 当該変更に係る記載欄	（注１）　予備免許中の変更を除く。 （注２）　19の欄から37の欄までに変更がある場合に限る。 （注３）　当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。 （注４）　39の欄から41の欄までに変更がある場合に限る。
３　再免許の申請の場合	１　２　３　４　５　６　７ 11　12　14　15　16　17　18 19　20　21　22　23　24　25 26　27　28　29　30　31　36 37　38（注１）　39（注１） 40（注１）　41（注１）	（注１）　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。

別表第一号第５の注７を次のように改める。

７　５の欄の記載は、次によること。

⑴　開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）をできるだけ詳しく記載すること。

⑵　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局のうち、電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日（再免許の申請の場合にあつては再免許の日）以後３年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は２以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

別表第一号第５の注17を削り、同表注18中「16の欄」を「15の欄」に改め、同注18を同表注17とし、同表注19中「17の欄」を「16の欄」に改め、同注19を同表注18とし、同表注20中「18の欄」を「17の欄」に、「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注⑴中「占有帯域幅」を「占有周波数帯幅」に、「占有周波数帯域幅」を「占有周波数帯幅」に改め、同注⑵中「受託国内放送、受託協会国際放送又は受託内外放送」を「衛星基幹放送又は内外放送」に、「第９条の２」を「第12条」に、「第３条から第７条まで」を「第４条から第８条まで」に改め、同注⑶ウの次に次のように加える。

エ　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて記載すること。

別表第一号第５の注20を同表注19とし、同表注21中「19の欄」を「18の欄」に改め、同注21を同表注20とし、同表注22中「20の欄」を「19の欄」に改め、同注22を同表注21とし、同表注23中「21の欄」を「20の欄」に改め、同注23を同表注22とし、同表注24中「22の欄」を「21の欄」に改め、同注24を同表注23とし、同表注25中「23の欄」を「22の欄」に、「20の欄」を「19の欄」に改め、同注25を同表注24とし、同表注26中「24の欄」を「23の欄」に改め、同注26を同表注25とし、同表注27中「25の欄」を「24の欄」に改め、同注27を同表注26とし、同表注28中「26の欄」を「25の欄」に改め、同注28を同表注27とし、同表注29中「27の欄」を「26の欄」に改め、同注29を同表注28とし、同表注30中「28の欄」を「27の欄」に改め、同注30を同表注29とし、同表注31中「29の欄」を「28の欄」に改め、同注31を同表注30とし、同表注32中「30の欄」を「29の欄」に改め、同注32を同表注31とし、同表注33中「31の欄」を「30の欄」に、「28の欄」を「27の欄」に改め、同注33を同表注32とし、同表注34中「32の欄」を「31の欄」に改め、同注34を同表注33とし、同表注35中「33の欄」を「32の欄」に改め、同注35を同表注34とし、同表注41を同表注46とし、同表注40を同表注45とし、同表注39を同表注44とし、同表注38中「35の欄」を「37の欄」に改め、同注⑵中「放送衛星局」を「衛星基幹放送局」に、「放送事業者名」を「基幹放送事業者名」に、「放送事業者が」を「基幹放送事業者が」に改め、同注⑶を削り、同注⑷を同注⑶とし、同注⑶の次に次のように加える。

⑷　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして施行規則第６条の４の２で定める基準に合致することを示す事項を記載すること。

別表第一号第５の注38を同注40とし、同注40の次に次のように加える。

41　39の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

42　40の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。

43　41の欄は、受信のみを目的としている無線設備を有している場合に限り、その設置場所を、移動する受信設備にあつては、移動範囲を記載すること。